質問書に対する回答書

令和８年１１月１９日

業　務　名	大竹市防災行政無線施設撤去設計業務
業 務 場 所	大竹市玖波町地内

質 問 内 容	回　答
②　撤去対象について 特記仕様書 第2章 第1条 中継局資料にある、大竹市防災行政無線施設拾い表記載の中継局設備および中継局一式が撤去対象でしょうか。	拾い表記載の中継局設備および中継局一式について撤去対象です。また、現地踏査の結果、資料に記載の無い設備や構造物等があった場合、それについても撤去対象です。
③　撤去対象について 中継所装置施工要領図 既設空中線柱や既設無線装置など、既設と記載されているものが撤去対象でしょうか。図面上の新設と記載のある装置、空中線柱は対象外でしょうか。	既設、新設と記載のある装置および空中線柱について、全て撤去対象です。また、現地踏査の結果、資料に記載の無い設備や構造物等があった場合、それについても撤去対象です。
④　太陽光パネルと架台について 図面番号12架台詳細図 太陽光パネルと太陽光架台について、図面番号 12 の架台詳細図に新パネルと旧パネルが組み合わさった図となっておりますが、太陽光パネルと太陽光架台は撤去対象外でしょうか。	太陽光パネルと太陽光架台について撤去対象です。また、現地踏査の結果、資料に記載の無い設備や構造物等があった場合、それについても撤去対象です。

以上